

## 播磨臨海地域カーボンニュートラルポート推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき、播磨臨海地域カーボンニュートラルポート推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 ものづくり産業やエネルギー産業が集積する播磨臨海地域において、次世代エネルギー（水素、燃料アンモニア等）の大量、安定、安価な輸入や貯蔵等を可能にする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等を通じて温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指し、官民が連携して港湾脱炭素化推進計画の検討及びその推進を図る。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 播磨臨海地域カーボンニュートラルポートの推進に関すること。

### (組織)

第4条 協議会は、法第50条の3第2項の規定に基づき、別表に掲げる構成員等で組織する。

- 2 構成員の追加等は、事務局が決定する。
- 3 協議会は必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。
- 4 協議会に座長を置くこととし、座長は協議会の運営を行う。

### (協議会の取扱い)

第5条 協議会の取扱いは、以下によるものとする。

- (1) 協議会は、構成員等の自由な意見交換を担保する観点等から一部非公開とすることとし、事務局が公開又は非公開の判断を行う。
- (2) 議事次第は、協議会終了後に公開する。
- (3) 議事次第以外の配付資料は、事務局が資料作成者と調整の上、公開又は非公開の判断を行う。
- (4) 協議会の議事は、協議会終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

### (秘密保持)

第6条 協議会の構成員は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された資料等を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、兵庫県土木部港湾課において行う。

- 2 協議会の座長は、兵庫県土木部次長をあてる。
- 3 協議会の議事の進行は、港湾課長が行う。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、事務局が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年12月9日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年9月13日から施行する。
- 4 この要綱は、令和6年9月25日から施行する。

#### (失効)

- 5 この要綱は、令和8年3月31日限りで失効する。

別表（第4条関係）

区分	構成員等
学識経験者	兵庫県立大学大学院工学研究科教授 伊藤 省吾
	新産業創造研究機構理事 川村 昌志
	ロジスティクス経営士 上村 多恵子
企業	岩谷産業株式会社
	大阪ガス株式会社
	株式会社大林組
	株式会社カネカ
	川崎重工業株式会社
	関西電力株式会社
	株式会社神戸製鋼所
	山陽特殊製鋼株式会社
	株式会社ダイセル
	西日本旅客鉄道株式会社
	日本貨物鉄道株式会社
	株式会社日本触媒
	日本製鉄株式会社
	プライムプラネットエナジー&ソリューションズ株式会社
	丸紅株式会社
	三菱重工業株式会社
	AGC株式会社
	J-POWER ジェネレーションサービス株式会社
関係団体	姫路港運協会
	東播磨港運協会
	ひょうご埠頭株式会社
	姫路商工会議所
	加古川商工会議所
	高砂商工会議所
	明石商工会議所
	播磨町商工会
行政	国土交通省近畿地方整備局
	経済産業省近畿経済産業局
	姫路市
	加古川市
	高砂市
	明石市
	播磨町
	神戸市
	兵庫県
事務局	兵庫県土木部港湾課